

移動等円滑化取組計画書

令和4年6月30日

住 所 長崎県長崎市八千代3番1号

事業者名 長崎県交通局

代表者名（役職名及び氏名） 局長 太田 彰幸

長崎県長崎市八千代3番1号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

・長崎ターミナルは、昭和38年に建設され、構造上、公共交通移動等円滑化基準に適合させることが困難な状態にあるため、現在地での建て替えを計画している

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
長崎ターミナル	現在のターミナルは、構造上、適合させることが困難であるため、移転後の新ターミナルにおいて、適合させるよう設計を行う予定である。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	現在のターミナルは、構造上、適合させることが困難であるため、移転後の新ターミナルにおいて、適合させるよう設計を行う予定である。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇講習の実施	国土交通省が作成した「交通事業者向け接遇ガイドライン」に基づく講習の実施を検討する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブサイトのアクセシビリティの改善	視覚障害者等にも長崎ターミナルに関する情報を提供できるようウェブサイトでの案内を充実させる

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	職員に対して、障がい当事者への声掛け・旅客支援に関する講習を行う

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の周知	車椅子利用者向けのトイレやリフトについて施設内に掲示し周知する

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、ターミナルを利用するバス事業者とも共有し、取り組みの改善に活用する

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。